

現在の植生は、図 36 凡例 38 の低木群落が、船来山では最後まで柿栽培が行われた場所に分布しており、栽培終了後、先駆性の植物が生育し樹林化への遷移途中の植生と考えられる。また、元々柿畑だったエリアは、古墳も多く分布しており、低木群落が広がる要因は、発掘調査による伐開も影響を与えている。一方、早くに柿栽培を終了した場所や発掘調査が行われていないエリアは、すでにコナラ林やコジイ林へ遷移が進んでいる。

現地調査をすると、古墳のあるところでは、竹林の進出が顕著にみられ、一部は古墳の石室の崩壊を招きかねない状況もあった。また、高密度で枯損木も多く見られ、倒木や落枝の危険性を指摘できる。

#### <動物相>

岐阜県立岐阜農林高等学校が植物調査をした際に、記録された動物および目撃情報等を基に整理した表が下記の表である。

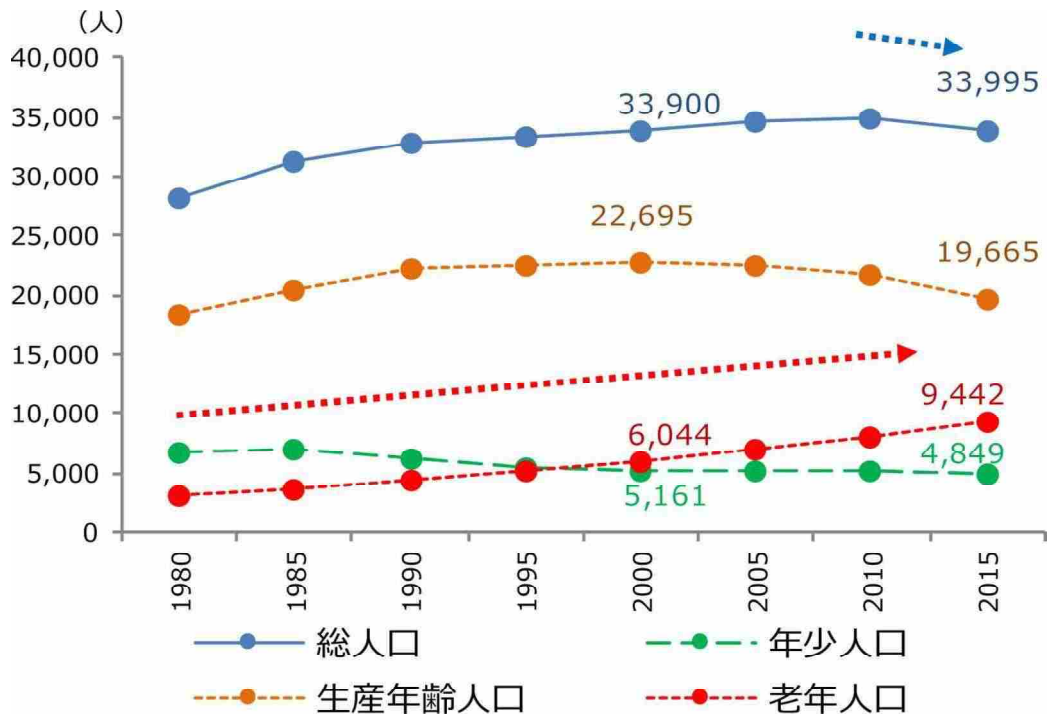
表 4 船来山の動物相

分類	種名
哺乳類	タヌキ、サル、シカ、イノシシ、キツネ
鳥類	トビ、ムクドリ、ホオジロ、キジバト、サシバ、フクロウ、オオタカ
爬虫類	ニホントカゲ、ヒバリ、ニホンマムシ
両生類	アマガエル
昆虫類	ノコギリクワガタ、スジクワガタ、コクワガタ、カナブン、オオスズメバチ、マイマイガ、クロアゲハ、チャバネゴキブリ
甲殻類	サワガニ
多足類	ムカデ、ヤスデ

#### (5) 社会的調査の成果

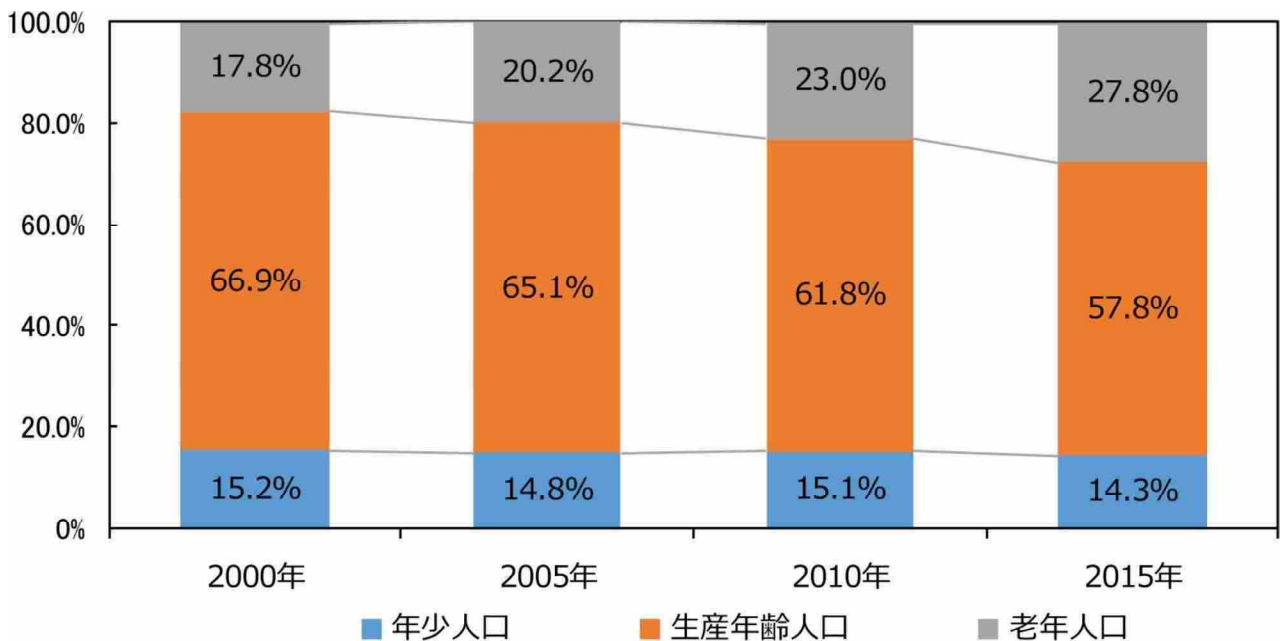
##### <人口>

本巣市の人口動態は、国の平均的な動態より少し遅れて推移している。すなわち国の平均では、平成 20 年ごろを人口増加のピークとしているが、本巣市では平成 22 年をピークとして人口減少に転じている。また、この人口減少は少子化高齢化の結果であり、本巣市のみならず全国の市区町村の約 7 割がこうした傾向にある。本巣市では、こうした傾向に歯止めを掛けるべくいろいろな施策を打ち出しているが、人口減少と少子高齢化を減じることができない。そこで「第 2 期本巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、住みよいまちづくりや働きやすい環境の促進などを目標として、総合的な施策によって人口減少を止めようとしている。また、こうした施策が単発でなく持続的な施策となるよう各事業を SDGs と関連づけて位置づけ、実践することとしている。



平成 22 年まで人口増加であったが、この年より微減となっている。

図 38 本巢市の人口の推移（総務省「国勢調査」より）



少子高齢化が進み、働き手世代が減少傾向にあり、これが進むと社会的に行き詰まる。

図 39 年齢 3 区分別人口割合の推移（総務省「国勢調査」より）

	人口(男)	人口(女)	人口(合計)	世帯数
市全体	16,432	17,373	33,805	12,690
地区別(根尾)	622	705	1,327	658
地区別(本巢)	3,536	3,787	7,323	2,929
地区別(糸貫)	5,724	6,111	11,835	4,403
地区別(真正)	6,550	6,770	13,320	4,700

持続的な目標は本巢市の将来像でもある。

図 40 人口・世帯数の一覧表（2020年9月末現在）

### <産業>

本巢市の主な産業は農林業である。北部山間地の林業・中部の柿などの果樹・平地の水田など豊かな土地であり、また、大都市である岐阜市をかかえる商品作物が盛んな土地であった。しかし、生活様式の変化や人口動態の変動により、より安定した雇用創出が必要となり、今では高速道路の完成による工場誘致やより特化した商品の開発、また道の駅の高機能化などに取り組み、これまでの産業を変化させようとしている。

#### 数値目標

### 一人当たり課税対象所得

平成 30(2018)年度:2,954 千円 → 令和6(2024)年度:3,082 千円

#### 具体的な施策

- ①東海環状自動車道の開通を見据えた企業誘致
- ②交流促進による賑わいの創出
- ③地域内産業の支援と活性化
- ④誰もが活躍できる就労環境の創出
- ⑤農林業等の競争力の強化

#### ■具体的な施策における「攻め・守り」の位置づけ

### 攻めのまちづくり → ①、②、③、④、⑤

具体的な施策①は、東海環状自動車道の開通を見据えた企業誘致や道路整備などの基盤整備であり、具体的な施策②～⑤は、観光等交流促進、スマート農業の技術導入、事業者の経営支援、誰もが活躍できる就労環境の創出、といった観点で産業の発展を目指すものです。今後も東海環状自動車道の IC・PA 整備のタイミングに合わせてこれらの取組みを推進して、本市産業の発展を目指すことから、「攻めのまちづくり」に位置付けます。

### <観光>

本巢市の観光は、北部にある淡墨ザクラや根尾谷断層など自然を享受する観光が主流を占めている。また、近年できた大型商業施設などはかなりの集客力があり、本巢市のみならず大垣・岐阜市などから多くの人々が来ている。

こうした中、偉大な数学者を輩出した本巢市では、数学のまちを標榜し、生涯学習として取り組みを行っている。この取り組みは非常にめずらしく、地域の偉人を顕彰しながら自らの論理的思考を磨いていくという方向を示している。観光とは本来こうした地方の輝きを体験しに来るものであり、単なる遊興を目的としたものではない。

### <景観>

蓑虫仙人が描いた船来山絵図は、本巢市の根本的な文化的景観である。今でも、この船来山が視点場として本巢市の景観計画では重要な位置を占めており、重要景観公共物としての認定が待たれるところでもある。しかし、船来山を視点場とせず、船来山そのものの景観を考えた場合、今後工事が行われる高速道路とトンネルによって船来山古墳群が2つに分かれてしまう。景観は連続性も重要な要因であるから、今後の整備にあたっては、こうして途切れてしまう景観に、いかにして連続性を持たせていくのが重要である。



図 41 船来山からの眺望

第3節 土地の状況

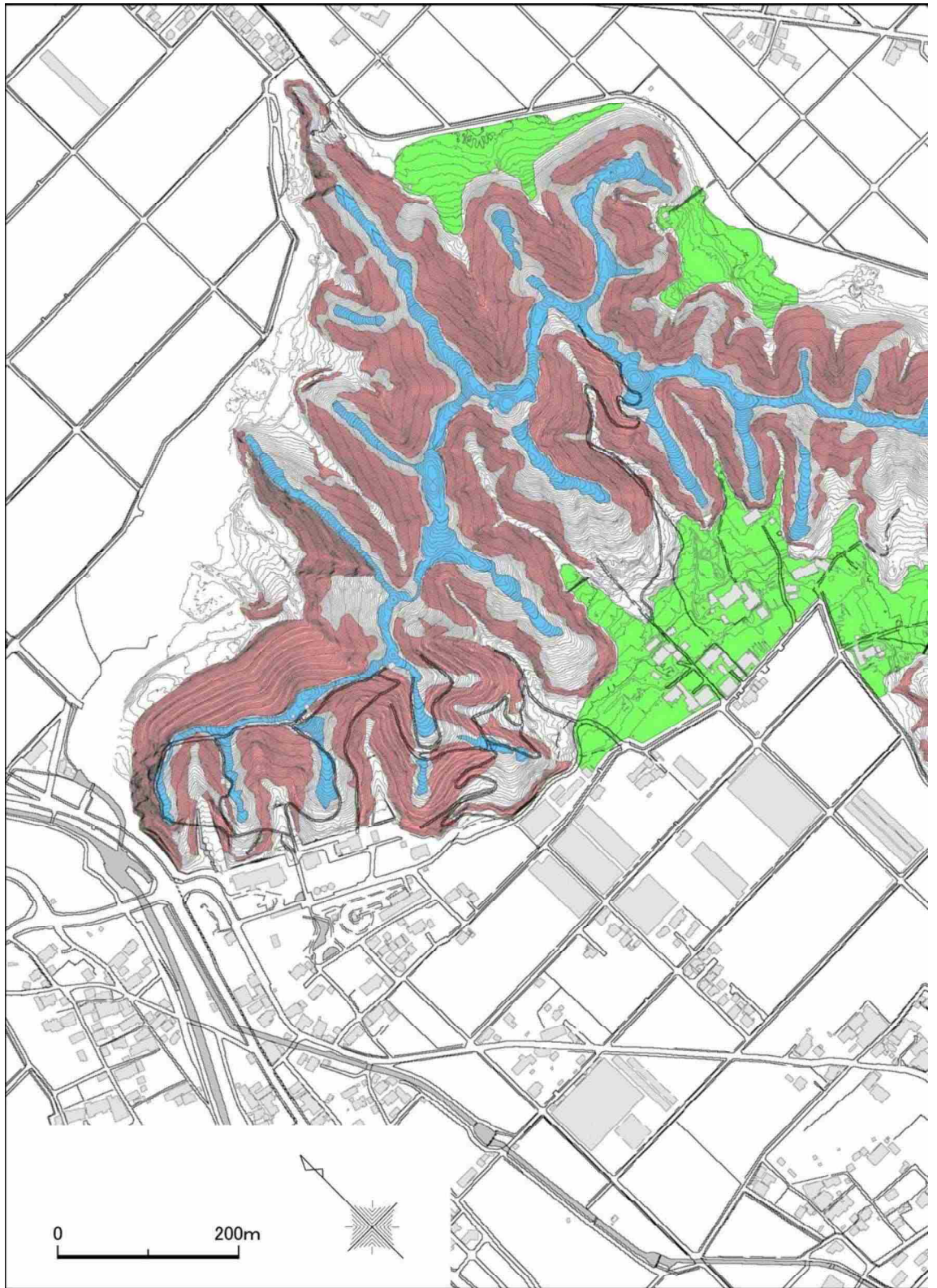
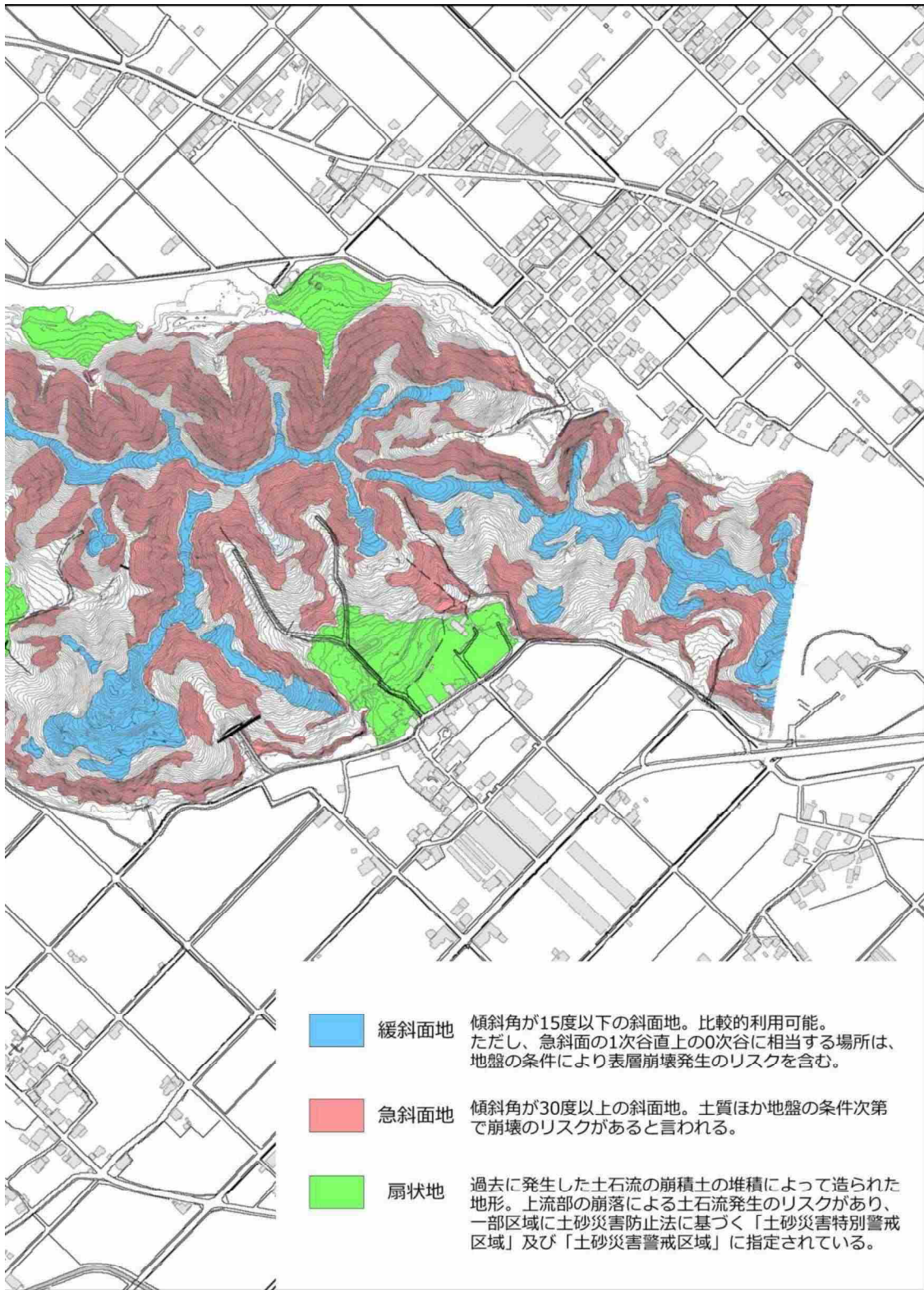


図42 船来山古墳群



現況区分図

史跡指定範囲および指定範囲外における船来山の土地利用については下記のとおりである。

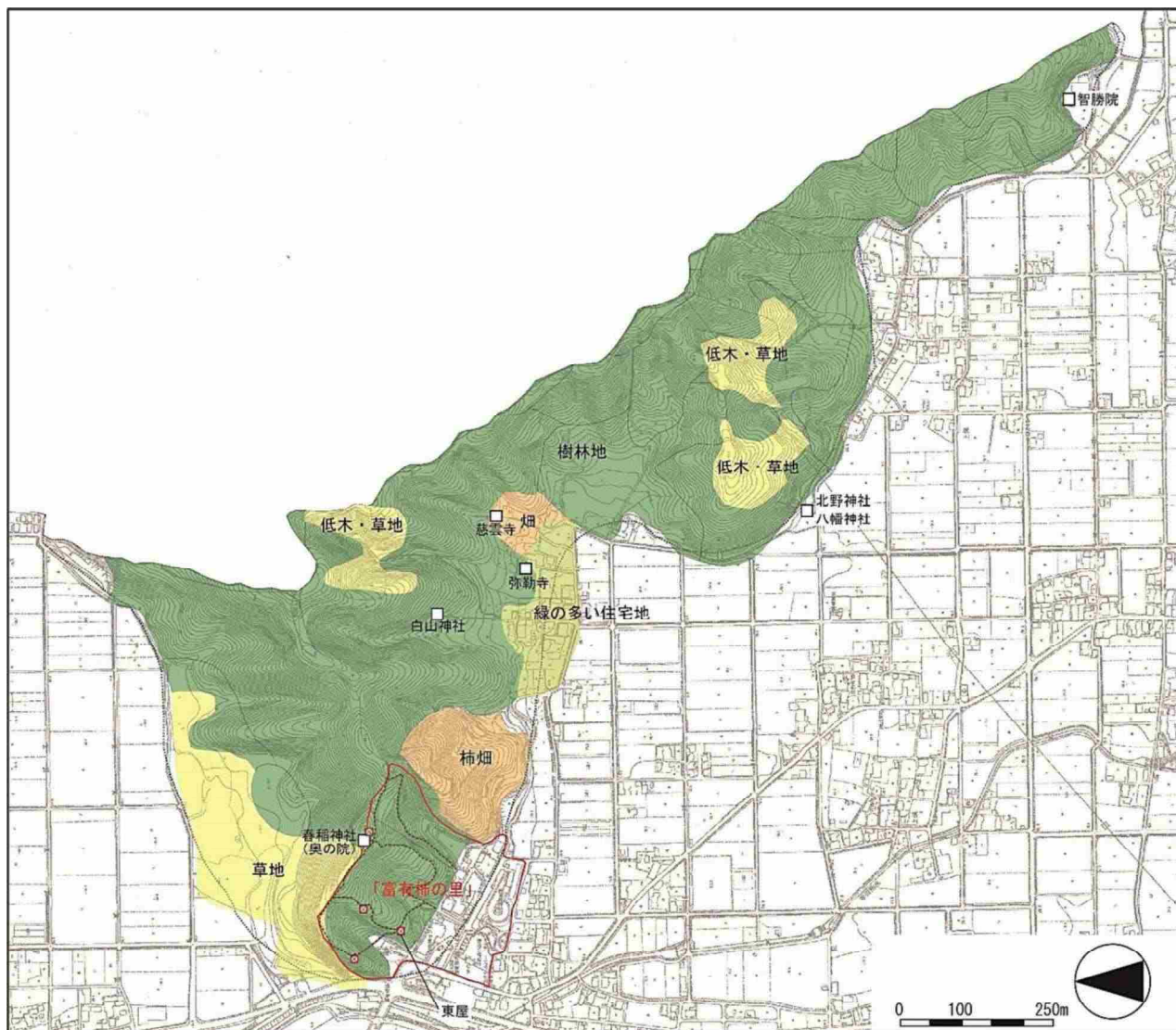


図 43 船来山の土地利用図

## 第4節 各種法令による位置づけ

史跡船来山古墳群を含む船来山周辺における関連の法規制については下記表のとおりである。

表5 関係法令一覧

法規制の種類	内 容	所管	
文化財保護法	船来山古墳群は平成31年2月に史跡に指定されており、史跡範囲内における現状変更は文化庁長官の許可が必要である。また、埋蔵文化財包蔵地内における開発行為については届け出が必要である。	文化庁	
都市計画法	平成22年度に新しく施行された都市計画では、区域区分を定めない非線引き都市計画区域となり、用途地域と特定用途制限地域に区分されている。 船来山は、特定用途制限地域の田園居住地区に該当する。 特定用途制限地域は、用途地域が指定されていない都市計画区域内で、良好な環境を保つために周辺の生活環境に望ましくない影響を与える特定の建築物の建築を制限できる地域で、その具体的な規制については、市の条例で定められている。 東海地域をつなぐ幹線道路として、東海環状自動車道が船来山をトンネルで横断し、船来山南麓平野部に糸貫インターチェンジ(仮)が整備される計画となっている。	国土交通省	
土砂災害対策に関する法律等	砂防法		船来山では、 <u>郡府山西尾根の一部が砂防指定地</u> である。
	土砂災害防止法		船来山では、南西側山麓を中心に、 <u>土砂災害計画区域及び土砂災害特別警戒区域</u> に指定された箇所がある。
	土砂災害危険箇所		船来山では、 <u>土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所</u> に該当する箇所がある。
	地すべり等防止法		船来山では、地すべり防止区域の該当箇所はない。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	船来山では、急傾斜地崩壊危険区域の該当箇所はない。		
農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	船来山全域が <u>農業振興地域</u> に指定されている。 このうち、 <u>船来山西尾根の一部(柿果樹園)</u> が <u>農用地区域</u> に指定されている。	農林水産省	
景観法	船来山は、特に市の重要な景観要素として「船来山等の里山」の緑と視点場としての「船来山」が位置づけられ、視点場の整備・管理や良好な眺望の保全が景観づくりの方針として示されている。 「本巣市景観計画」では、良好な景観形成のために建築行為等を行う際のルールとして、景観形成基準が設けられ、自主的に配慮すべき事項として「景観形成配慮事項」が、また最低限遵守すべき事項として「景観形成基準」が定められている。	国土交通省	



	本巢市では、景観上、目に付きやすい大規模な建築行為等を届出対象行為として定め、事前に計画内容の届出を義務付けている。	
電気事業法	史跡船来山古墳群指定地の周辺地に所在する送変電線鉄塔は、事業用電気工事作物とされ（第38条第3項）、その他工事、維持管理において保安規定を定めなければならないとされている。（第42条第1項）。そのため、送電線鉄塔付近における行為には規制が伴う。また、史跡指定地やその周辺地の送電線下の土地については、地役権が設定されており、工作物の設置ができないなどの規制が伴う。	
森林法	保安林、砂防指定地があり、竹林の伐採に規制が伴う。	

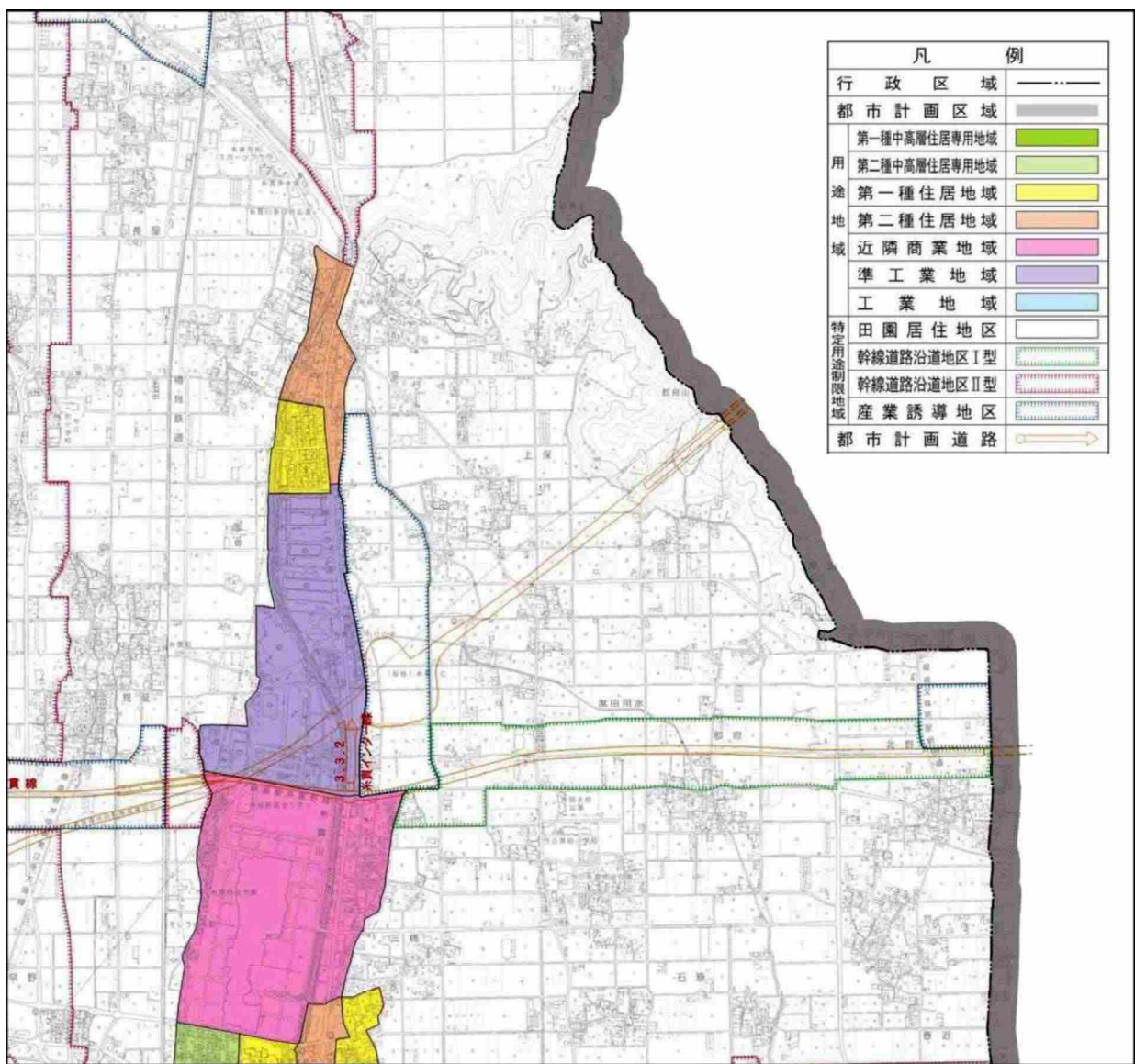
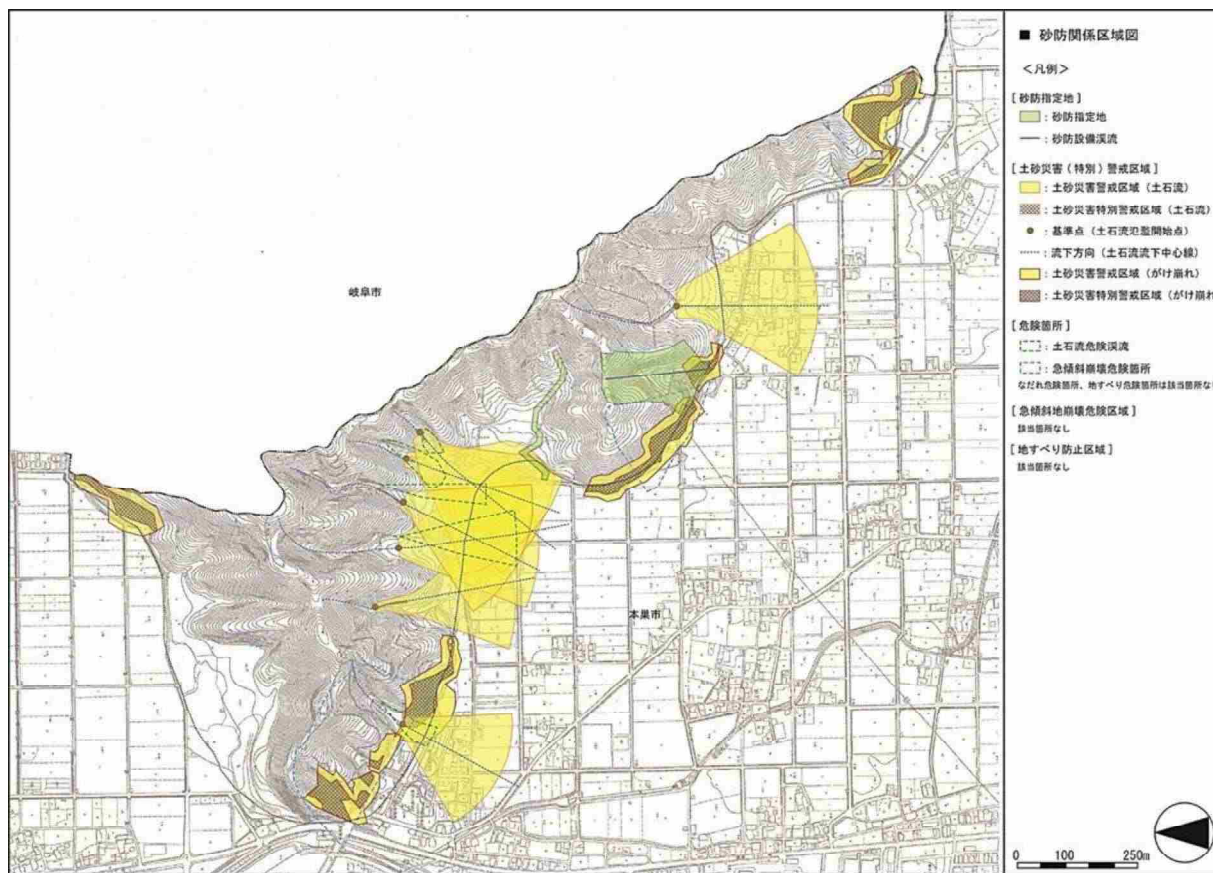


図 44 船来山および周辺の都市計画区域用途地域図



**【砂防指定地内における行為制限】**

砂防指定地として指定された土地は、治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から竹木の伐採や土石・砂れきの採取等、一定の行為に制限がなされる。行為制限の内容については、都道府県の条例等に定められており、砂防指定地内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となる。岐阜県では、以下の行為（制限行為）を行う場合には砂防指定地内行為許可の申請が必要である。

- ・ 砂防設備の使用
- ・ 工作物の新築・改築・除去
- ・ 竹木の伐採・滑下もしくは地引による運搬
- ・ 土砂、砂れき、竹木、じんあいその他の物件のたい積又は投棄
- ・ 土地の掘削、盛土、開墾その他土地の形状の変更
- ・ 土石、砂れきの採取又は鉱物の採掘

**【土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定基準】**

○土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊

- ・ 傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍以内の区域

土石流

- ・ 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

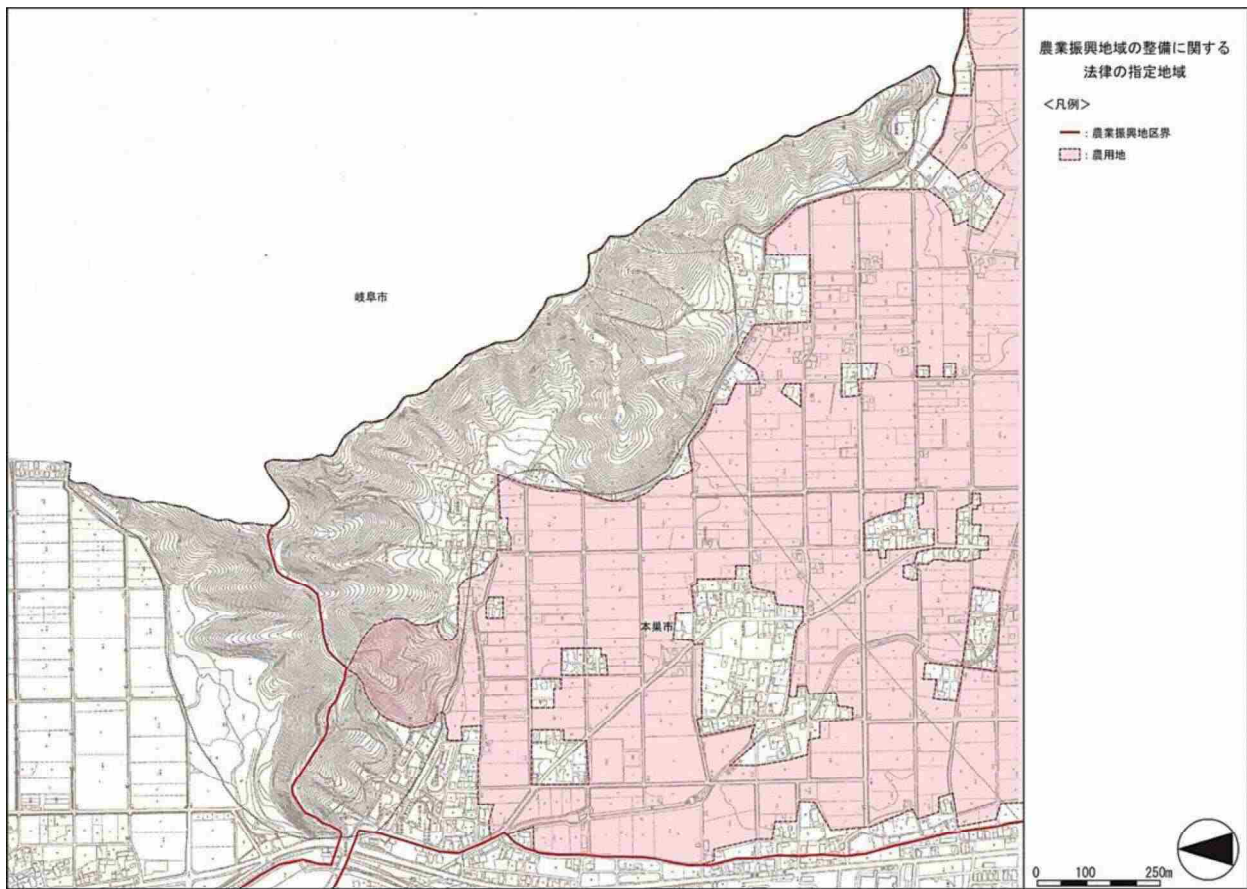
地滑り

- ・ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ・ 地滑り区域下端から地滑り地塊の長さに対応する距離の範囲内の区域

○土砂災害特別警戒区域

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動・堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域

図 45 土砂災害対策に関する法規制



**農用地区域内における開発行為の制限**

**第十五条之二** 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。

二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。

三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

5 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

7 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって同項の許可があつたものとみなす。

8 第六項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

**農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等**

**第十五条之四** 都道府県知事は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行っている者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

図 46 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の指定地域図